

戸塚区連合町内会自治会連絡会6月定例会 議 題 説 明 書

健康福祉局総務課

議題名： 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年度非課税世帯)について
【内容】 【趣旨】 エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対し、緊急支援給付金(3万円)を支給します。 本給付金に関するご相談がありましたら、コールセンターや、7月3日から設置する申請サポート窓口をご案内ください。 【問合せ先】 (1) コールセンター 電話:0120-045-320(9時~19時 土日祝除く) (2) 申請サポート窓口 7月3日から戸塚区役所3階区民広間に開設(9時~17時 土日祝除く)
【例年あげている議題か?】 令和5年3月に急遽決定された内容なので、今回初めての議題です。 ※昨年度11月に、類似した給付金事業についてご案内いたしました。
【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか?】 【各単会の会長に何を依頼したいのか?】(具体的に記入してください。) 事業の周知のために、各自治会町内会1部ずつ資料を配布しますので、ご承知おきください。 もし、区民の方から給付金事業に関するお問合せがあれば、専用コールセンターや区役所に設置するサポート窓口をご案内ください。
【その他、注意することなど】

問合せ先 健康福祉局総務課

担当部署 臨時特別給付金担当

担当者名 永井

TEL 671-4754 FAX 664-4739

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和 5 年度非課税世帯）について

1 給付金の概要

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給します。

(1) 対象世帯	令和 5 年 6 月 1 日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和 5 年度住民税均等割が非課税となる世帯
(2) 支給額	1 世帯あたり 3 万円（1 回限り）
(3) 申請受付期間	令和 5 年 7 月 19 日から令和 5 年 10 月 18 日まで（必着）

2 申請手続

申請手続は、対象世帯の状況により異なります。

対象世帯の詳細については、別添チラシをご参照ください。

令和 5 年度 住民税非課税世帯	申請手続	対象世帯の状況	該当する主な世帯
	必要	「確認書」が届く世帯	前回の給付金（5 万円）を世帯主以外の口座で受給している等の世帯
		「申請書」の提出が必要な世帯	前回の給付金の受給の有無にかかわらず、令和 5 年 1 月 2 日以降に市外から転入した人がいる等の世帯
不要	「支給のお知らせ」が届く世帯	前回の給付金（5 万円）を世帯主の口座で受給している世帯	

3 本給付金に関するお問合せ

地域の方からご相談がありましたら、コールセンターや各区の申請サポート窓口をご案内ください。

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

電話：0120-045-320 FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

【9時から19時まで。土日祝を除く。】

英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語に対応しています。

(2) 申請サポート窓口

申請書類の配布や記入支援、制度に関するお問い合わせ対応を行う窓口を

7月3日(月)から各区役所内に開設します。

【9時から17時まで。土日祝を除く。】

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

永井、叶野

電話：671-4754 FAX：664-4739

横浜市

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (令和5年度非課税世帯)のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯

非課税世帯

令和5年6月1日時点で横浜市に住民登録があり
世帯全員の令和5年度※「**住民税均等割が非課税**」の世帯
※令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入が対象

手続きが
必要な世帯

「**確認書**」が届く世帯
「**申請書**」の提出が**必要**な世帯

手続きが
不要な世帯

「**支給のお知らせ**」が届く世帯

詳しくは裏面へ

住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は**支給対象外**です。

**対象外
世帯の例**

- ・同居・別居を問わず、親(課税者)に扶養されている一人暮らしの学生
- ・同居・別居を問わず、子ども(課税者)に扶養されている方の世帯
- ・別住所にて単身赴任している夫(課税者)に扶養されている妻と子のみの世帯

給付金の支給額

3万円(1世帯あたり)

「**確認書**」「**申請書**」の申請期限 **令和5年10月18日(水)(必着)**

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

給付金の申請手続き

手続きが**必要**な世帯

「確認書」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座以外で横浜市から受給した世帯
- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を横浜市から受給しなかった、かつ、令和5年1月1日以前から横浜市に世帯全員の住民登録がある世帯

➡ 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和5年1月2日から6月1日までに市外から転入した方がいる世帯
- 令和5年度非課税相当であっても、市民税・県民税の申告を行っていない方がいる世帯
- 令和5年6月1日までに扶養者と離婚、または死別などにより、被扶養者だけが残った世帯

➡ 横浜市ウェブサイトからダウンロード、または区役所で申請書を受け取り、必要書類と一緒に**郵送**で提出してください。

手続きが**不要**な世帯

「支給のお知らせ」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座で横浜市から受給した世帯

➡ 記載内容に変更がない場合、**手続きは不要**です。世帯主の口座に給付金を振込みます。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間：9:00～19:00 ※土日祝を除く

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付期間：7/3～10/18

月～金曜日：9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。

